

平成27年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

(府省名:農林水産省)

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	移行困難な事由	移行予定年限	備考
		名称	所在地		商号又は名称	住所								
1	東北農政局盛岡地域センター電話設備移設業務	分任支出負担行為担当官 東北農政局盛岡地域センター長 中野明久	岩手県盛岡市愛宕町13番33号	平成26年7月18日	扶桑電通株式会社盛岡営業所	岩手県盛岡市中央通三丁目1番2号	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	-	1,296,000	-	-	平成25年度に盛岡センター庁舎本館の耐震改修工事を実施すべく東北地方整備局が耐震改修設計業務を行ったところ、耐震改修を行うことは不可能と判断され、更に現在の建物の安全性についても、大規模地震(震度6弱以上)に関しては安全であるとは判断できないとして、平成26年2月に東北地方整備局から報告を受けた。現在の庁舎本館建物では来庁者及び職員等の生命の安全を確保できないことから早急に庁舎本館の移転を行う必要が生じた。なお、別館については、耐震性が確保でき継続して使用できることから、本庁舎の一部事務室を早急に別館に移転するものとした。なお、事務室の環境整備については、庁舎移転時期と同時もしくはその前に行う必要がある。また、電話設備は保守契約を締結しており保守業者以外が移設の作業を行った場合は、障害等の発生に対応できない。このことから、随意契約によるものとした。	平成27年度	-
2	東北農政局盛岡地域センター電話交換設備機器一式の配線設置業務	分任支出負担行為担当官 東北農政局盛岡地域センター長 中野明久	岩手県盛岡市愛宕町13番33号	平成26年7月23日	東北電話株式会社	岩手県盛岡市津志田町二丁目8番45号	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	-	1,188,000	-	-	平成25年度に盛岡センター庁舎本館の耐震改修工事を実施すべく東北地方整備局が耐震改修設計業務を行ったところ、耐震改修を行うことは不可能と判断され、更に現在の建物の安全性についても、大規模地震(震度6弱以上)に関しては安全であるとは判断できないとして、平成26年2月に東北地方整備局から報告を受けた。現在の庁舎本館建物では来庁者及び職員等の生命の安全を確保できないことから早急に庁舎本館の移転を行う必要が生じた。なお、庁舎移転に関連して行う事務室の環境整備については、庁舎移転時期と同時もしくはその前に行う必要があることから、随意契約によるものとした。	平成27年度	-
3	横倉地区治山工事 山形県山形市大字蔵王温泉字横倉外5 国有林236林班地内 平成26年7月31日～平成26年9月30日 ワイヤーロープ掛工	分任支出負担行為担当官 山形森林管理署長 高野憲一	山形県寒河江市元町一丁目17-2	平成26年7月30日	株式会社山形組	山形県山形市幸町6-21	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	3,005,640	2,916,000	97.0%	-	平成26年6月29日の豪雨により林道上に落石が発生した。発生源の斜面には岩石が不安定に積み重なり林道通行に危険があり、早急に対策が必要である。	平成27年度	-
4	金山沢林道外災害調査測量設計業務 山形県西村山郡大江町字貫見字古寺 山国有林50林班外 平成26年7月31日～平成26年8月29日 建設コンサルタント	分任支出負担行為担当官 山形森林管理署長 高野憲一	山形県寒河江市元町一丁目17-2	平成26年7月30日	株式会社新東京 ジオ・システム	山形県天童市北久野本三丁目7-19	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	1,624,320	1,512,000	93.0%	-	平成26年7月9日の豪雨により林道が路対流失し通行できない状態であり、各種事業に影響がでるため、早急に復旧する必要がある。	平成27年度	-
5	尾鈴麓(279)治山工事 宮崎県児湯郡木城町 平成26年7月26日～平成26年10月15日 治山工事	分任支出負担行為担当官 西都児湯森林管理署長 秋山郁男	宮崎県西都市大字妻909-5	平成26年7月25日	株式会社桑原建設	宮崎県児湯郡木城町大字椎木4752-1	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	3,096,360	2,916,000	94.1%	-	平成26年7月2日、国有林内において山腹崩壊が発生し、民家近くまでの土石流出が確認され、今後、更に崩壊が進み土石流による下流域の人家に被害を及ぼすおそれがあることから、早急に治山工事を講ずる必要があるため。	平成27年度	-
6	平成26年度横浜植物防疫所成田支所健康診断単価契約	分任支出負担行為担当官 横浜植物防疫所成田支所長 古澤幹士	千葉県成田市古込字古込1-1	平成26年8月1日	医療法人社団國手会 空港クリニック	千葉県成田市三里塚御料牧場1-1	予決令第102条の4第4号(有利随意契約)	-	1,848,733	-	-	当該医療法人は成田国際空港内に所在し、医師及び検診車等の派遣に係る経費が必要ないため、他の医療機関に比して明らかに安価で契約できる見込みであるため	平成27年度	単価契約

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	移行困難な事由	移行予定年限	備考
		名称	所在地		商号又は名称	住所								
7	箕面(国有林)土砂撤去作業一式	分任支出負担行為担当官 近畿中国森林管理局 京都大阪森林管理事務所長 山崎 進	京都府京都市上京区西洞院通下長者町下丁子風呂町102	平成26年8月11日	株式会社野村造園土木	京都府京都市右京区嵯峨大沢柳井手町26-6	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	-	1,368,144	-	-	本業務は平成26年8月10日の大阪府箕面市付近での台風11号の影響による集中豪雨により、国有林内で土砂崩壊や倒木が発生し、このまま状態では下流域の入込者多い一帯に流出する危険性が高く、これらの撤去を迅速に行うため随意契約とした。	平成27年度	-
8	高松山応急対策作業一式	分任支出負担行為担当官 広島森林管理署長 富田 幸一	広島県広島市中区吉島東3-2-51	平成26年8月26日	沼田建設株式会社	広島県広島市安佐北区可部3-3-30	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	-	51,840,000	-	-	本業務は平成26年8月20日の広島県広島市北部での集中豪雨により、国有林内から発生した崩壊土石及び流木の撤去を迅速に行う必要があるため随意契約とした。	平成27年度	-
9	新庄山応急対策作業一式	分任支出負担行為担当官 広島森林管理署長 富田 幸一	広島県広島市中区吉島東3-2-51	平成26年8月26日	株式会社日浦組	広島県廿日市市津田1029	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	-	3,067,200	-	-	本業務は平成26年8月20日の広島県広島市北部での集中豪雨により、国有林内から発生した崩壊土石及び流木の撤去を迅速に行う必要があるため随意契約とした。	平成27年度	-
10	太刀別林道災害復旧計画測量・設計業務 北海道雨竜郡沼田町 平成26年8月21日～平成26年8月29日 林道被災箇所の災害復旧調査	分任支出負担行為担当官 空知森林管理署 北空知支署長 橋元伸浩	北海道雨竜郡幌加内町字清月	平成26年8月20日	株式会社北海道森林土木コンサルタント	北海道札幌市中央区4条東2丁目8-6	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	1,169,640	1,112,400	95.1%	-	平成26年8月5日の集中豪雨により林道施設災害が発生し、国有林野事業を遂行する上で被災した林道施設の早期復旧を図るため、被災箇所の概要を早急に把握する必要があるため。	平成27年度	-
11	早口林道外3災害復旧調査業務 秋田県大館市早口字早口沢国有林2210林班外 平成26年8月2日～平成26年8月29日 林道災害復旧調査業務一式	分任支出負担行為担当官 米代東部森林管理署長 傳村充善	秋田県大館市上代野字中岱3-23	平成26年8月1日	株式会社測地コンサルタント	秋田県秋田市寺内堂ノ沢二丁目1-1	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	4,486,320	1,944,000	43.3%	-	平成26年7月10日の豪雨により早口林道外3で路肩決壊が発生し通行できない状況にあることから、通行止めとしているが、今後の各種事業に影響がでるため緊急に現地調査を実施し、災害復旧調査計画を作成するものである。	平成27年度	-
12	小比内林道東の又支線外災害調査測量設計業務 秋田県山本郡藤里町藤琴字藤琴沢国有林 平成26年8月2日～平成26年8月22日 調査設計業務	分任支出負担行為担当官 米代西部森林管理署長 奥脇屋忠法	秋田県能代市御指南町3-45	平成26年8月1日	株式会社ノース技研	北海道函館市昭和3丁目23-1	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	1,351,080	1,323,000	97.9%	-	平成26年7月10日の豪雨により小比内林道東の又支線等において路体流出の被害が発生し、今後の被害拡大と事業に影響を及ぼすため緊急に現地調査をする必要があるため。	平成27年度	-
13	夜明島林道外4災害復旧調査業務 秋田県鹿角市八幡平字又カリ谷地国有林3153林班外 平成26年8月23日～平成26年9月30日 林道災害復旧調査業務一式	分任支出負担行為担当官 米代東部森林管理署長 傳村充善	秋田県大館市上代野字中岱3-23	平成26年8月22日	株式会社森林テクノクス秋田支店	秋田県秋田市山王中島町16-21	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	10,512,720	9,504,000	90.4%	-	平成26年8月1日、7日の豪雨により夜明島林道外4で路体流失等が発生し通行できない状況にあることから、通行止めとしているが、今後の各種事業に影響がでるため緊急に現地調査を実施し、災害復旧調査計画を作成するものである。	平成27年度	-
14	尾別林道ほか3災害復旧調査業務 (青森県北津軽郡中泊町中里字尾別山国有林235林班外) 平成26年8月26日～平成26年10月6日 調査設計一式	分任支出負担行為担当官 津軽森林管理署 金木支署長 細田雄一	青森県五所川原市金木町芦野200-498	平成26年8月25日	有限会社青森測量	青森県青森市柳川二丁目3-35	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	3,412,800	3,348,000	98.1%	-	平成26年8月5～6日の集中豪雨により尾別ほか3地区において林道の路肩決壊・法面土砂崩落など被害が発生したため、緊急に被害状況を調査し契約しなければならない。	平成27年度	-
15	仙戸石林道外7災害復旧調査業務 秋田県北秋田市七日市字仙戸石沢国有林2149林班外 平成26年8月26日～平成26年9月30日 林道災害復旧調査業務一式	分任支出負担行為担当官 米代東部森林管理署長 傳村充善	秋田県大館市上代野字中岱3-23	平成26年8月25日	株式会社都市整備	秋田県秋田市川尻みよし町11-1	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	3,044,520	2,808,000	92.2%	-	平成26年8月1日、7日の豪雨により仙戸石林道外7で路体流失等が発生し通行できない状況にあることから、通行止めとしているが、今後の各種事業に影響がでるため緊急に現地調査を実施し、災害復旧調査計画を作成するものである。	平成27年度	-
16	追良瀬川林道ほか2災害復旧調査業務 青森県西津軽郡深浦町大字追良瀬字北追良瀬山園国有林ほか 平成26年8月28日～平成26年9月26日 調査業務一式	分任支出負担行為担当官 津軽森林管理署長 佐山光則	青森県弘前市大字豊田二丁目2-4	平成26年8月27日	株式会社ノース技研	北海道函館市昭和3丁目23-1	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	3,106,080	3,024,000	97.3%	-	平成26年8月6日の集中豪雨により追良瀬林道ほか2路線において路体流失等の被害が発生し、通行できない状況で各種事業に影響がでるため緊急に契約しなければならない。	平成27年度	-

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	移行困難な事由	移行予定年	備考
		名称	所在地		商号又は名称	住所								
17	喜良市川林道ほか3災害復旧調査業務 青森県五所川原市金木町喜良市宇喜良市山国有林67林班外 平成26年8月28日～平成26年10月6日 調査設計一式	分任支出負担行為担当官 津軽森林管理署 金木支署長 細田雄一	青森県五所川原市金木町芦野200-498	平成26年8月27日	株式会社ノース技研	北海道函館市昭和三日23-1	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	4,105,080	4,050,000	98.6%	-	平成26年8月5～6日の集中豪雨により喜良市川ほか3地区において林道の路肩決壊・法面土砂崩落など被害が発生したため、緊急に被害状況を調査し契約しなければならない	平成27年度	-
18	小長滝林道外2災害復旧調査業務 秋田県北秋田郡小阿仁村五反沢外2字長滝外2国有林24林班外 平成26年8月29日～平成26年9月26日 調査設計業務一式	分任支出負担行為担当官 米代東部森林管理署 上小阿仁支署長 米澤実	秋田県北秋田郡小阿仁村沖田面字野中484-2	平成26年8月28日	株式会社興林	東京都台東区台東四丁目20-6	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	1,358,640	1,350,000	99.3%	-	平成26年8月7日に発生した集中豪雨により上小阿仁村沖田面地区外において林道が決壊する被害が発生し、復旧を要するため緊急に調査しなければならない。	平成27年度	-
19	高松山国有林外治山災害復旧調査場所 広島県広島市高松山国有林外期間 H26.8.28.～H27.3.10 種別 測量・設計	支出負担行為担当官 近畿中国森林管理局長 青木 庸三	大阪府大阪市北区天満橋1-8-75	平成26年8月27日	株式会社日西テクノプラン	島根県松江市東津田町1329-1	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	22,278,240	17,010,000	76.3%	-	平成26年8月20日の広島県広島市北部での集中豪雨により、住宅地後背の国有林を含む一帯の山林から大規模な土石流が発生し、死者74名、全壊133棟など甚大な被害を及ぼした。本業務はこの大規模な土砂災害となった国有林内の復旧調査を迅速に行う必要があり、随意契約とした。	平成27年度	-
20	本田野67治山工事 宮崎県宮崎市 平成26年8月20日～平成26年9月15日 治山工事	分任支出負担行為担当官 宮崎森林管理署 長 崎野健輔	宮崎県宮崎市柳丸町388-5	平成26年8月19日	第一建設株式会社	宮崎県宮崎市花ヶ島町小無田662-5	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	2,980,800	2,592,000	86.9%	-	平成26年8月9日、国有林内において山腹崩壊が発生し、その崩壊土砂による県道の通行止めが確認され、今後、更に崩壊が進み県道に被害を及ぼすおそれがあることから、早急に治山工事を講ずる必要があるため。	平成27年度	-
21	草崎治山工事 福岡県宗像市 平成26年8月20日～平成26年10月31日 治山工事	分任支出負担行為担当官 福岡森林管理署 長 西林寺隆	福岡県福岡市早良区百道1-16-29	平成26年8月19日	株式会社大永	福岡県糸島市前原北1-6-34	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	3,395,520	3,336,120	98.2%	-	平成26年8月5日、民家裏の国有林内において、降雨により山腹崩壊が発生し、既設の落石防護網に堆積が確認され、今後、更に崩壊が進み民家に被害を及ぼすおそれがあることから、早急に治山工事を講ずる必要があるため。	平成27年度	-
22	執務室什器等購入	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経理課長 長田 朋二	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成26年9月3日	株式会社秋山商会	東京都中央区東日本橋2-13-5	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	-	4,099,269	-	-	幹部の執務室を急遽新設することとなり、必要な什器を購入する必要が生じたため。	平成26年度	-
23	東北農政局盛岡地域センター備品等移動作業	分任支出負担行為担当官 東北農政局盛岡地域センター長 中野明久	岩手県盛岡市愛宕町13番33号	平成26年9月8日	株式会社サイイ引越センター岩手支社	岩手県盛岡市門二丁目9-1	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	-	1,188,000	-	-	平成25年度に盛岡センター庁舎本館の耐震改修工事を実施すべく東北地方整備局が耐震改修設計業務を行ったところ、耐震改修を行うことは不可能と判断され、更に現在の建物の安全性についても、大規模地震(震度6弱以上)に関しては安全であるとは判断できないとして、平成26年2月に東北地方整備局から報告を受けた。現在の庁舎本館建物では来庁者及び職員の生命の安全を確保できないことから早急に庁舎本館の移転を行う必要が生じた。なお、別館については、耐震性が確保でき継続して使用できることから、本庁舎の一部事務室を早急に別館に移転するものとした。なお、事務室の環境整備については、庁舎移転時期と同時もしくはその前に行う必要がある。このことから、緊急随意契約によるものとした。	平成27年度	-

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	移行困難な事由	移行予定年	備考
		名称	所在地		商号又は名称	住所								
24	阿賀野川頭首工改修その4工事 新潟県阿賀野市小松地先他 平成26年9月12日から平成27年3月10日 土木一式工事	支出負担行為担当官 北陸農政局長 雑賀 幸哉	石川県金沢市広坂2-2-60	平成26年9月11日	西松建設株式会社 北陸支店	新潟県新潟市中央区上所上1-16-8	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	116,640,000	115,560,000	99.0%	-	本工事は、事業完了年度である平成26年度中に完成させることが必要であるため、年度内完成の着工期限である9月に工事着手すべく、一般競争により公募を行ったが参加者がなく不調となった。着工期限まで一般競争による十分な手続期間がないため、指名競争による契約手続としたが、1者を除き参加辞退したため、手続を中止した。再度、競争契約とした場合、着工期限である9月までの契約が不可能となることから、緊急の必要により競争に付することができないため、随意契約を行うものである。	平成27年度	-
25	シルコマナイ沢災害復旧緊急調査業務 北海道稚内市恵比須 平成26年9月5日～平成26年10月3日 災害復旧調査業務	分任支出負担行為担当官 宗谷森林管理署長 木村和久	北海道稚内市中央1丁目2-7	平成26年9月4日	株式会社北海道森林土木コンサルタント旭川事務所	北海道旭川市神楽4条13丁目7-7	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	1,273,320	1,188,000	93.2%	-	平成26年8月24日の集中豪雨により山腹崩壊が発生し、人家及び道道に被害を与えるおそれがあることから、山腹崩壊の被害状況、不安定土砂の堆積状況を把握し、早期に防災対策を行う必要があった。	平成27年度	-
26	トンガリチリチリ林道外災害復旧計画測量・設計業務 北海道上磯郡木古内町字大川外 平成26年9月5日～平成26年9月16日 3林道の災害復旧箇所105mの調査設計	分任支出負担行為担当官 檜山森林管理署長 春山邦明	北海道檜山郡厚沢部町緑町162-28	平成26年9月4日	株式会社ノース技研	北海道函館市昭和3丁目23-1	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	1,724,760	1,544,400	89.5%	-	平成26年8月22日の豪雨により、林道3路線の路体が流出する林道施設災害が発生し、今後の事業実行に支障を来すことから、早期に復旧に係る調査を実施する必要があったため。	平成27年度	-
27	桃岩地区災害復旧緊急調査業務 北海道礼文郡礼文町香深村 平成26年9月16日～平成26年9月30日 災害復旧調査業務	分任支出負担行為担当官 宗谷森林管理署長 木村和久	北海道稚内市中央1丁目2-7	平成26年9月12日	国土防災技術北海道株式会社	北海道札幌市中央区北3条東3丁目1-30	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	2,829,600	2,700,000	95.4%	-	平成26年8月24日の集中豪雨により山腹崩壊が発生し、人家及び道道に被害を与えるおそれがあることから、山腹崩壊の被害状況、不安定土砂の堆積状況を把握し、早期に防災対策を行う必要があった。	平成27年度	-
28	津軽町地区災害復旧緊急調査業務 北海道礼文郡礼文町香深村 平成26年9月16日～平成26年9月30日 災害復旧調査業務	分任支出負担行為担当官 宗谷森林管理署長 木村和久	北海道稚内市中央1丁目2-7	平成26年9月12日	株式会社共立測量設計	北海道札幌市豊平区平岸8条13丁目2-27	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	1,674,000	1,566,000	93.5%	-	平成26年8月24日の集中豪雨により山腹崩壊が発生し、人家及び道道に被害を与えるおそれがあることから、山腹崩壊の被害状況、不安定土砂の堆積状況を把握し、早期に防災対策を行う必要があった。	平成27年度	-
29	桃岩トンネル地区災害復旧緊急調査業務 北海道礼文郡礼文町香深村 平成26年9月17日～平成26年9月30日 災害復旧調査業務	分任支出負担行為担当官 宗谷森林管理署長 木村和久	北海道稚内市中央1丁目2-7	平成26年9月16日	株式会社北海道森林土木コンサルタント旭川事務所	北海道旭川市神楽4条13丁目7-7	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	2,378,160	2,160,000	90.8%	-	平成26年8月24日の集中豪雨により山腹崩壊が発生し、道道に被害を与えるおそれがあることから、山腹崩壊の被害状況、不安定土砂の堆積状況を把握し、早期に防災対策を行う必要があった。	平成27年度	-
30	篠舞川林道外災害復旧計画測量・設計業務 札幌市南区 平成26年9月26日～平成26年10月8日 林道決壊箇所等の災害復旧計画測量・設計	分任支出負担行為担当官 石狩森林管理署長 野口浩司	北海道札幌市中央区南9条西23丁目1-10	平成26年9月25日	株式会社森林テクノクス札幌支店	北海道札幌市中央区北1条東1丁目4-1	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	1,057,320	993,600	93.9%	-	平成26年9月11日の集中豪雨で発生した土石流等により、主要幹線を含め甚大な被害が発生した。国道453号線の復旧に際し、今後の降雨により被害拡大の恐れもあり、早急に復旧に係る調査を実施する必要があったため。	平成27年度	-
31	美笛林道外災害復旧計画測量・設計業務 千歳市美笛外 平成26年9月26日～平成26年10月8日 林道決壊箇所等の災害復旧計画測量・設計	分任支出負担行為担当官 石狩森林管理署長 野口浩司	北海道札幌市中央区南9条西23丁目1-10	平成26年9月25日	株式会社北海道森林土木コンサルタント	北海道札幌市北4条東2丁目8-6	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	1,761,480	1,706,400	96.8%	-	平成26年9月11日の集中豪雨で発生した土石流等により、主要幹線を含め甚大な被害が発生した。国道453号線の復旧に際し、今後の降雨により被害拡大の恐れもあり、早急に復旧に係る調査を実施する必要があったため。	平成27年度	-
32	白水沢林道白水沢線災害復旧計画測量・設計業務 北海道白老郡白老町 平成26年9月26日～平成26年10月9日 災害復旧調査業務	分任支出負担行為担当官 胆振東部森林管理署長 二村信三	北海道白老郡白老町日の出町3丁目4-1	平成26年9月25日	株式会社森林テクノクス札幌支店	北海道札幌市中央区北1条東1丁目4-1	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	1,003,320	950,400	94.7%	-	平成26年9月10日～12日の豪雨により、路体流出、路体決壊の被害が発生し、事業実行に支障を来すことから、早急に復旧させる必要があった。	平成27年度	-

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	移行困難な事由	移行予定年限	備考
		名称	所在地		商号又は名称	住所								
33	萩野横断林道森野線災害復旧計画測量・設計業務 北海道白老郡白老町 平成26年9月27日～平成26年10月9日 災害復旧調査業務	分任支出負担行為担当官 胆振東部森林管理署長 二村信三	北海道白老郡白老町日の出町3丁目4-1	平成26年9月26日	株式会社ノース技研	北海道函館市昭和3-23-1	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	1,110,240	1,080,000	97.2%	-	平成26年9月10日～12日の豪雨により、路体流出、路体決壊の被害が発生し、事業実行に支障を来すことから、早急に復旧させる必要があった。	平成27年度	-
34	ポロピナイ川災害復旧緊急調査業務 千歳市幌美内 平成26年9月30日～平成26年10月10日 治山施設災害復旧箇所等の調査業務	分任支出負担行為担当官 石狩森林管理署長 野口浩司	北海道札幌市中央区南9条西23丁目1-10	平成26年9月29日	株式会社北海道森林土木コンサルタント	北海道札幌市北4条東2丁目8-6	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	2,435,400	2,376,000	97.5%	-	平成26年9月11日の集中豪雨で発生した土石流等により、主要幹線を含め甚大な被害が発生した。国道453号線の復旧に際し、今後の降雨により被害拡大の恐れもあり、早急に復旧に係る調査を実施する必要があったため。	平成27年度	-
35	クツラ林道飛生線災害復旧計画測量・設計業務 北海道白老郡白老町 平成26年9月30日～平成26年10月15日 災害復旧調査業務	分任支出負担行為担当官 胆振東部森林管理署長 二村信三	北海道白老郡白老町日の出町3丁目4-1	平成26年9月29日	株式会社北海道森林土木コンサルタント	北海道札幌市中央区北4条東2丁目8-6	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	1,731,240	1,674,000	96.6%	-	平成26年9月10日～12日の豪雨により、路体流出、路体決壊の被害が発生し、事業実行に支障を来すことから、早急に復旧させる必要があった。	平成27年度	-
36	高松山国有林外災害復旧治山全体計画調査業務 場所:広島県広島市 高松山国有林外 期間:H26.9.6～H27.1.30 種別:災害復旧治山全体計画調査	支出負担行為担当官 近畿中国森林管理局長 青木 庸三	大阪府大阪市北区天満橋1-8-75	平成26年9月5日	応用地質株式会社関西支社	大阪府大阪市淀川区田川北2丁目4-66	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	14,754,960	9,072,000	61.4%	-	平成26年8月20日の広島県広島市北部での集中豪雨により、住宅地後背の国有林を含む一帯の山林から大規模な土石流が発生し、死者74名、全壊133棟など甚大な被害を及ぼし、本業務はこの広島土砂災害の発生要因の解明と国有林の今後の整備方針、及び災害発生を軽減する災害に強い森林づくりに向けた方策の策定を迅速に行う必要があり、随意契約とした。	平成27年度	-
37	林道災害調査業務(倉谷林道外) 福岡県筑紫郡那珂川町外 平成26年9月10日～平成26年9月30日 測量設計	支出負担行為担当官 九州森林管理局長 川端省三	熊本県熊本市西区京町本丁2-7	平成26年9月9日	一般社団法人宮崎県治山林道協会	宮崎県宮崎市宮田町10-28	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	2,345,760	2,160,000	92.0%	-	平成26年8月8日～11日の台風11号及び8月22日の豪雨により、国有林内の地域住民の生活道となっている林道において路体欠壊等が確認され、地域住民の生活にも支障を来していることから、早急に災害調査を行い復旧する必要があるため。	平成27年度	-